

II 活動実施、事務処理等に関する重要事項

1 交付金事業の基本

1) 交付金は税金（公金）

- ・税金の用途・効果などについて証拠書類・証拠写真、手続きなど厳格にチェックします。
- ・事業の要綱・要領には実施に必要な条件や手続きが定められており、これらに基づき活動を実施しなければなりません。
- ・具体的な内容などについては、Q&A や手引きなどの説明資料に基づく必要があります。
- ・要綱・要領、Q&A 等で規定されている条件や手続きが満たされていない場合は、該当する活動・支払について交付金を交付することはできません。

2) 実施状況報告（実績）では、交付金の対象である活動・支払内容であることを確認するとともに、必ず「証拠書類」を添付しなければなりません。

- ・要領等に交付金の対象として記載されていない活動、用途は交付金の支払ができません。
 - ※ 対象となる活動内容：交付要領 P. 54、55
 - ※ 対象となる経費（用途）：交付要領 P. 56、57 「手引き（R02.4）」 P. 31
 - ※ 全般：Q&A（平成31年4月5日現在）
- ・交付金の対象となる活動・支払内容（用途）であり、活動・支払の実態があったとしても、次のような「証拠書類」がなければ交付金を交付することはできません。
 - ※ 写真：活動（作業場所・内容、作業者）がわかる写真
購入（購入品の数量・規格等）がわかる写真
 - ※ 領収書：宛先、日付、内容などが適切なもの、納品明細など

2 資機材・施設の整備と消耗品の分類に関する参考例

- ・迷ったら下表で確認、それでも不明な点は GB にメールで問合せする。

消耗品 (活動交付金で全額助成)	資機材・施設の整備に該当（1/2 助成） ※印は 1/3 助成			交付対象外
	機材関係	資材関係	その他	
ヘルメット	チェンソー	あずまや	きのこ種菌	カメラ類
手袋・安全靴	刈払い機	資機材保管庫	苗木	パソコン類
鉋・鋸	丸のこ	電気柵用資材	枝打はしご	軽トラック
用具入れ	ウインチ	土留め柵用資材	台車	製材用機材
立て看板	軽架線	※炭焼き小屋	※林内作業車	発電機
双眼鏡	チップパー	移動式トイレ	※運搬車	ペレット製造機
メジャー	わな	パイプ倉庫	看板（基礎あり）	ブリケット製造機
フェリグバ-	※薪割機	ふとんかご	一輪車	ボイラー
シャベル・くわ	※薪ストーブ	ぐり石		目立て機
木登りセット	携帯 GPS	土のう		防寒着（作業服）
目立て用具	スキッド	散水施設		加工用機材
替刃	バックホー			携帯電話
防護具	トランシーバー			井戸掘り

3 交付金の使途に関する主な留意事項

- ・迷ったら下表で確認、それでも不明な点はGBにメールで問合せする。

使途の区分		内容・留意点
1	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費は、時間単価に活動時間を乗じて算出 ※人件費（作業の種類による時間単価・日当の上限）を「要領の運用」に定めています。 ※林業事業体等の企業が活動組織となる場合は、県の公共事業に適用される人件費単価の範囲で別に決めることが認められています。 ・外部講師に対する謝金の上限額を「要領の運用」に定めています。 ※構成員が講師を務める場合には、適用できない。
2	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動組織構成員ではできない作業・工事等のみが委託可 ※資格、技術、危険などの理由で構成員ではできない場合 ※社会通念上、誰でも納得できる理由を記載した理由書が必要 ・個々の活動対象森林について、その整備等を全面委託することは不可 ※必ず、委託作業とは別に、構成員ができる活動をしなければなりません。 ※構成員又は構成員の関係する会社を相手にした委託契約は不可 ※交付金事業を実施している他の活動組織を相手にした委託契約は不可
3	燃油代	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー、刈り払い機等林業機材用燃油代 ・機材運搬、伐倒木等の搬出用車両等の燃油代 ・活動のために使用した個人所有車分の燃油代 ※活動に使用したこと（他に使用していない）を証明できる根拠が必要 ※県内の移動分に限る。
	傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害保険料（交付金の対象となる活動を対象） ※年払い契約の場合は実施期間のみ（合理的な月割り計算等）
	車両リース代等賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・林業用資機材、簡易トイレ等のリース代、賃借料 ※構成員及び構成員の関係者からの借上げは不可 ※活動対象森林の所有者との賃借は不可 ※複数社の見積徴取など、適正な価格であることを客観的に示す必要がある。
	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット、安全靴、安全手袋、防護服、のこぎりなど ※団体運営に要する用品（一般事務用品等）は不可 ・活動記録、報告書作成等、活動に必要な事務用品は可
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業の実施に必要な書類の送料（地域協議会あて、切手代）
	書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に直接必要（不可欠）な参考図書 ※構成員全員に配布することは不可
	印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に直接必要（不可欠）な資料のコピー代 ※安全講習会の資料など ※総会資料、記録・PR（交付金事業外の活動を含むもの）は不可
4	資機材・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用性が高いもの、中古品は交付金の対象外 ※デジタルカメラ、メモリー等
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ※振込手数料、代引き手数料等は交付金の対象外です。 ※運搬費（運送料）は交付金の対象外です。 ※専用の口座における預金利子は、「その他の収入」として、当年度経費に充当しなければなりません。